

(2) 損害賠償請求事件

平成11年3月31日現在、裁判所に係属中のものは3件あり、その概要及び進行状況等は下表のとおりである。

なお、耶麻農業高等学校における生徒の難聴障害に係る事件について、仙台高等裁判所は平成10年10月9日に原審の判決（一番：福島地裁会津若松支部、原告請求棄却）を変更し、県に2,671万円余の支払を命ずる判決を言い渡したが、県はこれを不服として最高裁判所に上告（及び上告受理申立）した。

また、新たに会津工業高等学校における教諭の生徒指導中の体罰に関し、慰謝料等の支払を求める訴えが提起された。

事 件 名	提訴年月日	事 件 の 内 容	当 事 者	備 考
国家賠償等請求事件 （東京地裁平成6年 （ワ）第18337号）	平 6. 9.14	原告が郡山市内に計画した宅地造成事業に係る埋蔵文化財の発掘調査について、原告の費用負担には法的根拠がなく、郡山市に負担を強制されたものであり、同市を指導する国、県も共同不法行為による連帯責任を負うとして、4億643万円余を請求したもの	原告 （株）都市工学研 究所 被告 国、福島県、 郡山市、（財）郡 山市埋蔵文化 財発掘調査事 業団	口頭弁論中
損害賠償請求上告事件 （最高裁平成11年 （オ）第138号） 同 上告受理申立事件 （最高裁平成11年 （受）第119号）	平10.10.22	被告原告が耶麻農業高等学校在学中の平成5年6月8日に遅刻して登校したところ、クラス担任から暴行を受け左耳難聴と歩行偏倚の障害が残ったとして、県に対し3,811万円余の損害賠償を請求したもの	上告人 （一番被告） 福島県 被告原告 （一番原告） 鈴木 恵	上告（申立）中
損害賠償請求事件 （福島地裁会津若松支 部平成10年（ワ） 第168号）	平10.12.15	原告生徒が平成10年7月2日に会津工業高等学校トレーニングセンター室内で、同校教諭から靴の汚れを指導された際に体罰を受けたことについて、十分な慰謝の措置がなされていないとして、当該教諭と県に対し498万円余の損害賠償を請求したもの	原告 遠海正雄 遠海 實（父） 遠海悦子（母） 被告 渡部明仁 福島県	弁論準備手続中

第12節 公益法人の設立の許可及び 監督並びに公益信託の引受け の許可及び監督の状況

平成11年3月31日現在、県教育委員会の所管に属する民法第34条に規定する公益法人は、財団法人84、社団法人9の計93法人である。各法人から事業報告書・計算書類、事業計画書・収支予算書等の提出を受けた。

10年度に新たに設立を許可した法人は1法人である。

これまで3年以上事業を行っていなかった休眠法人2法人の設立許可を取り消し、10年度末において休眠法人はなくなった。

また、県教育委員会の所管に属する信託法第66条に規定する公益信託は、3件である。

10年度に引受けを許可した公益信託はない。

第13節 表彰及び叙勲

平成10年度教育・文化関係表彰式は、11月3日、文化の日に、福島県文化センター大ホールにおいて、多くの関係者、受賞者が出席し、厳粛のうちにも盛大に挙行された。

また、教育委員会制度50周年記念地方教育行政功勞（文部大臣）表彰式は11月25日国立教育会館虎ノ門ホール、教育者表彰式は11月20日、国立劇場にてそれぞれ挙行された。